

北海道教育委員会 公報

令和4年(2022年)
2月22日(火曜日)

(号外)

目次

通達・通知

- 「高等学校生徒指導要録の改訂について」の一部改正について……………1
- 「高等学校生徒指導要録の改訂について」の一部改正について……………11

通達・通知

教高第3102号
令和4年(2022年)2月22日

各道立高等学校長様

北海道教育委員会教育長

「高等学校生徒指導要録の改訂について」の一部改正について(通達)

「高等学校生徒指導要録の改訂について」(平成24年10月30日付け教高第1150号北海道教育委員会教育長通達、平成26年5月30日一部改正)を次のとおり改正するので、令和3年4月1日以降はこれによって、生徒指導要録の作成について適切に行うようにしてください。

記

別記中「別紙3 高等学校生徒指導要録に記載する事項等」の「○ 指導に関する記録」の「6 出校の記録」の次に、次のとおり「7 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録」を加える。

- 7 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録
全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入する。
- (1) 生徒が登校できない事由
感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。
 - (2) オンラインを活用した特例の授業
非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導(オンラインを活用した特例の授業)を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。
- 【オンラインを活用した特例の授業】
- ・同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ・課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)
- ① 実施日数
オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。
 - ② 参加日数
オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施した日において、家庭の事情等により学校に登校して当該授業に参加した生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。
 - ③ 実施方法等
オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。
- (3) その他の学習等
必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他

の特記事項等について記入する。

また、別記中「別紙5 北海道公立高等学校校務支援システムによる高等学校(全日制の課程・定時制の課程)生徒指導要録」の次に「別紙6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録」を加える。

(学校教育局高校教育課高校教育指導係)

別記

高等学校生徒指導要録

別紙1 高等学校(全日制の課程・定時制の課程)生徒指導要録

- (1) 様式1(学籍に関する記録)
- (2) 様式2(指導に関する記録)

別紙2 高等学校(通信制の課程)生徒指導要録

- (1) 様式1(学籍に関する記録)
- (2) 様式2(指導に関する記録)

別紙3 高等学校生徒指導要録に記載する事項等

別紙4 各教科等の評価の観点及びその趣旨

別紙5 北海道公立高等学校校務支援システムによる高等学校(全日制の課程・定時制の課程)生徒指導要録

別紙6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

別紙3 高等学校生徒指導要録に記載する事項等

○ 学籍に関する記録

学籍に関する記録については、学年当初及び異動の生じたときに記入すること。

学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)の場合においては、生徒に係る記録は、「年度」を単位として行う(指導に関する記録についても同様に扱う)。

1 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

保護者(又は親権者あるいは後見人)が学校に提出した書類等に基づき記入すること。

2 保護者の氏名及び現住所

- (1) 「氏名」の欄には、生徒に対して親権を行う者を、親権を行う者のいないときは、後見人を記入すること。
- (2) 「現住所」については、生徒の現住所と同一の場合には、「生徒の欄に同じ」と略記すること。
- (3) 入学時、成人に達している生徒については、保護者に替えて「保証人」について記入すること。

3 入学前の経歴

高等学校に入学するまでの教育関係の略歴(在籍していた中学校は特別支援学校中等部の学校及び卒業時期等)を記入する。なお、外国において教育を受けた場合は、その実情なども記入すること。

4 入学・編入学

(1) 入学

校長が入学を許可した年月日を記入すること。この場合には、「第 学年編入学」の文字を抹消すること。また、他の高等学校に入学した者が、第1学年の中途に入学した場合は、この欄は記入しないで「転入学」の欄に記入すること。

(2) 編入学

高等専門学校、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合及び過去に高等学校等に在学していた者等が入学した場合について、その年月日、学年等を記入すること。

なお、この場合には、「第1学年入学」の文字を抹消すること。

また、単位制による課程の場合においては、「(在学すべき期間)平成 年 月 日まで」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入すること。

5 転入学

他の高等学校等から転学してきた生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学

していた学校名、所在地、課程の種類、学科名等を記入すること。

同じ高等学校において、異なる課程から転籍した場合も、転入学の場合に準じて記入すること。

また、単位制による課程の場合においては、「(在学するべき期間)平成 年 月 日まで)」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入すること。

6 転学・退学

他の高等学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、課程の種類、学科名、転入学年等を記入すること。

また、学校を去った年月日についても併記すること。

退学する場合には、校長が退学を認め、又は命じた年月日等を記入すること。

同じ高等学校において、異なる課程に転籍した場合も、転学の場合に準じて記入すること。

7 留学・休学

留学・休学について校長が許可した期間を記入すること。留学の場合は、留学先の学校名、学年及び所在国名を記入すること。

8 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入すること。

9 進学先・就職先等

進学した者については、進学した学校名及び所在地を記入し、就職した者については、就職先の事業所名及び所在地を記入し、就職しながら進学した者については、上記の両方を記入するようにすること。なお、家事又は家業に従事した者については、その旨を記入すること。

卒業の際、進路が決まっていなくて記入できない者については、確定したときに記入することが望ましいこと。

10 学校名及び所在地、課程名・学科名

課程名は、全日制の課程、定時制の課程の別を記入し、学科名は、普通科、専門教育を主とする学科、総合学科の名称を記入すること。この場合、専門教育を主とする学科については、例えば「農業(農業学科)」と記入すること。

11 校長氏名印、ホームルーム担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、ホームルーム担任者の氏名を記入し、それぞれ押印すること(同一年度内に校長又はホームルーム担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記すること。)

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。)に替えることも可能であること。

12 各教科・科目等の修得単位数の記録

修得した各教科・科目等ごとに修得単位数の計を記入すること。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その修得単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録すること。

また、留学に関して、校長が認定した修得単位数は、それを記入する欄等に適切に記入すること。

なお、「学校設定教科」の欄には、教育課程表等と照合しやすいようにするため、高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)第1章第2款の2及び3の表に揚げられている教科に属する「学校設定科目」(高等学校学習指導要領第1章第2款4)と、高等学校学習指導要領第1章第2款の2及び3の表に揚げられている教科以外に学校で設置する「学校設定教科」及び当該教科に関する科目(高等学校学習指導要領第1章第2款5)の両方を記載すること。

○ 指導に関する記録

高等学校における指導に関する記録については、学年による教育課程の区分を設けるか設けないか等の違いにより、課程の単位の修得の認定の時期が異なることから、例えば、各教科・科目等の学習の記録を学年や年度、学期ごとに区分して記入するなど工夫すること。

1 各教科・科目等の学習の記録

各教科・科目等の評定及び修得単位数について記入すること。

(1) 各教科・科目の評定

ア 各教科・科目の評定は、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価して、「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、以下「十分満足できる」ものを4、「おおむね満足できる」ものを3、「努力を要する」ものを2、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」ものを1のように区別して評価を記入すること。

イ 評定に当たっては、知識や技能のみの評価など一部の観点に偏した評定が行われることのないように、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」といった観点による評価も十分踏まえながら行なうとともに、評定が教師の主観に流れて妥当性や信頼性等を欠くことのないよう学校として留意すること。その際、別紙4に各教科の評価の観点及びその趣旨を示しているので、これらを十分踏まえながらそれぞれの科目のねらいや特性を勘案して具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫すること。

ウ 学校設定教科に関する科目のうち当該教科・科目の目標や内容等から数値的な評価になじまないものについては、評定は行わず、学習の状況や成果などを踏まえて、総合所見及び指導上参考となる諸事項に所見等を記述するなど、評価の在り方等について工夫すること。

なお「学校設定教科」の欄には、教育課程表等と照合しやすいようにするため、高等学校学習指導要領第1章第2款の2及び3の表に挙げられている教科に属する「学校設定科目」(高等学校学習指導要領第1章第2款4)と、高等学校学習指導要領第1章第2款の2及び3の表に挙げられている教科以外に学校で設置する「学校設定教科及び当該教科に関する科目」(高等学校学習指導要領第1章第2款5)の両方を記載すること。

(2) 各教科・科目等の修得単位数

高等学校における各教科・科目等について、修得を認定した単位数を記入すること。単位の修得を認めない場合は、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」のように評定を行うこと。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録すること。

(3) 総合的な学習の時間の修得単位数

高等学校における総合的な学習の時間における学習活動について、修得を認定した単位数を記入すること。

その際、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」(以下「課題研究等」という。)の履修をもって総合的な学習の時間の学習活動の全部に代替している場合は、「修得単位数」の欄を空欄とし、「備考」の欄に、『科目「〇〇」において、〇単位の全部を代替』など、その旨を記入すること。その一部に代替している場合は、「修得単位数」の欄に、総合的な学習の時間として実施した学習活動に対して、修得を認定した単位数を記入し、代替した単位数は含めないこととすること。

なお、「備考」の欄に、『科目「〇〇」において、〇単位の代替』など、その旨を記入すること。

(4) 「修得単位数」の欄には、各教科・科目ごとに、修得を認定した単位数の計を記入すること。

(5) 「小計」の欄には、修得を認定した単位数の計を記入すること。

(6) 留学による修得単位数

留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した場合はその単位数を記入すること。この場合、当該外国の学校の教育課程を逐一、我が国の学習指導要領や学校の教育課程と比較し、これらの教科・科目に置き換えて評価する必要はないこと。なお、外国の高等学校の発行する修得単位数等に関する証明書等の資料を添付すること。

(7) 「合計」の欄には、「小計」の欄及び「留学」の欄に記入した単位数の合計を記入す

ること。

(8) 他の学校において履修した場合の履修の取扱い等

校長が以下のような単位の認定を行った場合等は、履修上の特記事項として、備考欄に記入すること。

ア 高等学校学習指導要領第1章第3款2(2)に基づき、主として専門学科において開設される各教科・科目の履修により必履修教科・科目の一部又は全部に代えることを認める場合

イ 学校教育法施行規則第97条(昭和22年文部省令第11号)に基づき、他の高等学校等において修得した一部の科目の単位について、生徒の在学する高等学校における全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることを認める場合

ウ 同令第98条に基づき、大学等における学修、知識及び技能に関する審査に係る学修、ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修等について、生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合

エ 同令第100条に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修及び高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて、修得した科目に係る学修について、生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合

オ 高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)第12条第1項に基づき、通信制の課程の生徒について、その在学する高等学校の定時制の課程又は他の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときに、それを生徒の在学する通信制の課程の全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることを認める場合(同第2項による場合も同様とする。)

(9) その他

ア 専門学科において、専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の単位数の一部又は全部について代替を行った場合は、専門教科・科目によって代替された教科・科目の備考欄に、「代替」などその旨を記入するほか、代替に係る専門教科・科目名及び単位数を記入すること。

イ 履修のみの科目については、「備考」の欄にその旨を記入すること。なお、「備考」の欄に記入しないで、各学年の欄に履修に関する欄を設けるなどの工夫をすることも差し支えないこと。

ウ 各教科・科目の数が多き場合には、様式を2葉にすることも差し支えないこと。

エ 定時制又は通信制の課程に在学している生徒に関して、高等学校学習指導要領第1章第5款の4の規定により、実務等をもって職業に関する各教科・科目の履修の一部に替えた場合は「実務等」などその旨を「備考」の欄に記入すること。

オ 定時制の課程又は通信制の課程に在学している生徒が、学校教育法第55条及び技能教育施設の指定等に関する規定により、技能教育施設において連携処置に係る各教科・科目を履修した場合は、「技能連携」などその旨を「備考」の欄に記入すること。

2 総合的な学習の時間の記録

(1) 学習活動

高等学校等における総合的な学習の時間において行った学習活動を文章で記述すること。

「課題研究等」の履修をもって総合的な学習の時間の学習活動の全部に代替している場合は、代替した学習活動を記入すること。また、その一部に代替している場合は、総合的な学習の時間の学習活動と合わせて記入すること。

(2) 評価

各学校が定めた総合的な学習の時間の目標、内容に基づいて各学校が定めた評価の観点を踏まえて、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述すること。

評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示す目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定めること。

「課題研究等」の履修をもって総合的な学習の時間の学習活動の全部に代替している場合は、代替した学習活動についての評価を記入すること。また、その一部に代替している場合は、総合的な学習の時間の学習活動と合わせた学習活動について評価を記入すること。

3 特別活動の記録

高等学校等における特別活動において行った生徒の活動の状況について、主な事実及び所見を文章で記述する。その際、所見については、生徒の長所を取り上げるよう留意すること。

- (1) 事実の記入に当たっては、例えば次の事項が考えられること。
所属する係名や委員会名及び学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。
- (2) 所見の記入に当たっては、例えば次の事項が考えられること。
ア その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通してみられる生徒の特徴に関すること。
イ 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。

4 総合所見及び指導上参考となる諸事項

高等学校等における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で記述すること。

- (1) 各教科・科目や総合的な学習の時間の学習に関する所見
- (2) 行動に関する所見
- (3) 進路指導に関する事項
- (4) 取得資格
- (5) 生徒が就職している場合の事業所
- (6) 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査に関する記録など指導上参考となる諸事項
- (7) 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見
記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げるよう留意すること。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入すること。

5 出欠の記録

全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入すること。

- (1) 授業日数
生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入すること。学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めないこと。
ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記入すること。
なお、単位制による課程の場合においては、授業日数については、当該生徒の履修計画にしたがって出校すべき年度間の総日数を記入すること。
- (2) 出席停止・忌引等の日数
以下の日数を合算して記入すること。
ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席停止の日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条、第20条、第26条及び第46条による入院日数
イ 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
ウ 忌引日数
エ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
オ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- (3) 留学中の授業日数
校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記入すること。
- (4) 出席しなければならない日数
授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記入すること。
- (5) 欠席日数
出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を

記入すること。

(6) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入すること。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができること。

また、平成21年3月17日付け教学健第1840号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」に沿って、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができること。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名を記入すること。

(7) 上記の日数について、該当すべき日数がない場合には、空白とせずに0と記入すること。

(8) 備考

出欠に関する特記事項等を記入すること。

(9) 最終学年において留学しその学年の3月31日を越えて留学した生徒の翌学年の出欠の記録については、「出欠の記録」欄の下に欄を設け、記入すること。

なお、新たに設ける欄の「授業日数」欄には、当該生徒の最終学年における卒業の日までの我が国の在籍校の授業日数を記入すること。

6 出校の記録

通信制の課程においては、以下の事項を記入すること。

(1) 出校日数

実際に生徒が出校した年度間の総日数を記入すること。この日数には、生徒が面接指導等のために、協力校、その他学校が定めた場所に出校した日数を含むものとする。ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの出校日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日からその年度の終わりまでの出校日数を記入すること。

(2) 備考

出校の状況に関する特記事項のほか、ラジオ、テレビ放送その他の多様なメディアの利用により、各教科・科目又は特別活動についての面接指導時間数の一部が免除された結果として出校する必要のなくなった日数等を記入すること。

7 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入する。

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

【オンラインを活用した特例の授業】

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施した日において、家庭の事情等により学校に登校して当該授業に参加した生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

○ 取扱い上の注意

高等学校生徒指導要録の作成、送付及び保管等については、次のような事項に留意すること。

1 進学の場合

(1) 校長は、生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先に送付すること(学校教育法施行規則第24条第2項参照)。

(2) (1)において抄本を作成し送付する場合、その記載事項は、おおむね次の事項を含むものとする。

- ア 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所
- イ 学校名、課程名及び学科名
- ウ 入学(又は転編入)年月
- エ 卒業年月
- オ 各教科・科目等の学習の記録
- カ 各教科の評定平均値及び全体の評定平均値
- キ 学習成績概評及び成績段階別人数
- ク 出欠の記録
- ケ 特別活動の記録
- コ 指導上参考となる諸事項
- サ 総合的な学習の時間の内容・評価

2 転学の場合

校長は、生徒が転学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録の写しを作成し、それを転学先の校長に送付すること。転学してきた生徒がさらに転学した場合においては、指導要録の写しのほか転学してくる前に在籍していた学校から送付を受けた写しも転学先の校長に送付すること。これらの場合、中学校から送付を受けた抄本又は写しも転学先の校長に送付すること(学校教育法施行規則第24条第3項参照)。

3 転入学

校長は、生徒が転学してきた場合においては、当該生徒が転入学した旨及びその期日を、速やかに、前の在学していた学校の校長に連絡し、当該生徒の指導要録の写しの送付を受けること。

なお、この場合、校長は、新たに当該生徒の指導要録を作成すべきであって、送付を受けた写しに連続して記入してはならないこと。

4 学校統合、学校新設等の場合

学校名及び所在地の変更として取扱うか、上記2及び3に準じて取り扱うかは実情に応じて処理すること。

5 退学の場合

校長は、生徒が外国の学校などに入るために退学した場合においては、当該生徒が文部科学大臣認定の在学教育施設であるときにあっては、上記1及び2に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとし、それ以外の学校などにあっては、求めに応じて適切に対応すること。

6 編入学の場合

校長は、生徒が編入学した場合においては、編入学した日の翌日以後の指導要録を作成すること。

7 転籍の場合

同じ高等学校において異なる課程に移籍した生徒については、転籍した日以後の指導要録を作成すること。

8 保存期間

(1) 学校においては、指導要録については当該生徒の卒業又は転学した日以後、転入学の際送付を受けた写しについては当該生徒の卒業の日以後、学籍に関する記録につい

ては20年間、指導に関する記録については5年間保存すること(学校教育法施行規則第28条第2項参照)。

- (2) 中学校から送付を受けた抄本又は写しは、生徒の当該学校に在学する期間保管すること。
- (3) 退学の場合、当該生徒の指導要録及び転入学の際送付を受けた写しは、校長が退学を認め又は命じた日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること。

9 その他

在籍証明や単位取得証明など証明書等を作成する場合には、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適切ではないので、プライバシー保護の観点から、証明の趣旨等を確認した上で、必要最小限の事項を記載するように留意すること。

別紙6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録
 様式2 (指導に関する記録) 別記

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録			
第1学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第2学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第3学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第4学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		

教 高 第 3 1 0 2 号
令和4年(2022年)2月22日

各教育局長 様

北海道教育委員会教育長

「高等学校生徒指導要録の改訂について」の一部改正について(通知)

このことについて、別添写しのとおり、本日付け本号により、各道立高等学校長あて通達したので、生徒指導要録の作成等について適切に指導されるようお願いいたします。

(学校教育局高校教育課高校教育指導係)

写

教 高 第 3 1 0 2 号
令和4年(2022年)2月22日

各道立高等学校長 様

北海道教育委員会教育長

「高等学校生徒指導要録の改訂について」の一部改正について(通達)

「高等学校生徒指導要録の改訂について」(平成24年10月30日付け教高第1050号北海道教育委員会教育長通達、平成26年5月30日一部改正)を次のとおり改正するので、令和3年4月1日以降はこれによって、生徒指導要録の作成について適切に行うようにしてください。

記

別記中「別紙3 高等学校生徒指導要録に記載する事項等」の「○ 指導に関する記録」の「6 出校の記録」の次に、次のとおり「7 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録」を加える。

7 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入する。

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導(オンラインを活用した特例の授業)を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

【オンラインを活用した特例の授業】

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施した日において、家庭の事情等により学校に登校して当該授業に参加した生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

- オンラインを活用した特例の授業の実施方法を簡潔に記入する。
- (3) その他の学習等
必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

また、別記中「別紙5 北海道公立高等学校校務支援システムによる高等学校(全日制の課程・定時制の課程)生徒指導要録」の次に「別紙6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録」を加える。

(学校教育局高校教育課高校教育指導係)

別記

高等学校生徒指導要録

別紙1 高等学校(全日制の課程・定時制の課程)生徒指導要録

- (1) 様式1(学籍に関する記録)
- (2) 様式2(指導に関する記録)

別紙2 高等学校(通信制の課程)生徒指導要録

- (1) 様式1(学籍に関する記録)
- (2) 様式2(指導に関する記録)

別紙3 高等学校生徒指導要録に記載する事項等

別紙4 各教科等の評価の観点及びその趣旨

別紙5 北海道公立高等学校校務支援システムによる高等学校(全日制の課程・定時制の課程)生徒指導要録

別紙6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

別紙3 高等学校生徒指導要録に記載する事項等

○ 学籍に関する記録

学籍に関する記録については、学年当初及び異動の生じたときに記入すること。

学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)の場合においては、生徒に係る記録は、「年度」を単位として行う(指導に関する記録についても同様に扱う。)

1 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

保護者(又は親権者あるいは後見人)が学校に提出した書類等に基づき記入すること。

2 保護者の氏名及び現住所

- (1) 「氏名」の欄には、生徒に対して親権を行う者を、親権を行う者のいないときは、後見人を記入すること。
- (2) 「現住所」については、生徒の現住所と同一の場合には、「生徒の欄に同じ」と略記すること。
- (3) 入学時、成人に達している生徒については、保護者に替えて「保証人」について記入すること。

3 入学前の経歴

高等学校に入学するまでの教育関係の略歴(在籍していた中学校は特別支援学校中等部の学校及び卒業時期等)を記入する。なお、外国において教育を受けた場合は、その実情なども記入すること。

4 入学・編入学

(1) 入学

校長が入学を許可した年月日を記入すること。この場合には、「第 学年編入学」の文字を抹消すること。また、他の高等学校に入学した者が、第1学年の中途に入学した場合は、この欄は記入しないで「転入学」の欄に記入すること。

(2) 編入学

高等専門学校、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合及び過去に高等学校等に在学していた者等が入学した場合について、その年月日、学年等を記入すること。

なお、この場合には、「第1学年入学」の文字を抹消すること。

また、単位制による課程の場合においては、「(在学すべき期間)平成 年 月 日まで)」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入すること。

5 転入学

他の高等学校等から転学してきた生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地、課程の種類、学科名等を記入すること。

同じ高等学校において、異なる課程から転籍した場合も、転入学の場合に準じて記入すること。

また、単位制による課程の場合においては、「(在学すべき期間)平成 年 月 日まで)」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入すること。

6 転学・退学

他の高等学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、課程の種類、学科名、転入学年等を記入すること。

また、学校を去った年月日についても併記すること。

退学する場合には、校長が退学を認め、又は命じた年月日等を記入すること。

同じ高等学校において、異なる課程に転籍した場合も、転学の場合に準じて記入すること。

7 留学・休学

留学・休学について校長が許可した期間を記入すること。留学の場合は、留学先の学校名、学年及び所在国名を記入すること。

8 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入すること。

9 進学先・就職先等

進学した者については、進学した学校名及び所在地を記入し、就職した者については、就職先の事業所名及び所在地を記入し、就職しながら進学した者については、上記の両方を記入するようにすること。なお、家事又は家業に従事した者については、その旨を記入すること。

卒業の際、進路が決まっていなくて記入できない者については、確定したときに記入することが望ましいこと。

10 学校名及び所在地、課程名・学科名

課程名は、全日制の課程、定時制の課程の別を記入し、学科名は、普通科、専門教育を主とする学科、総合学科の名称を記入すること。この場合、専門教育を主とする学科については、例えば「農業(農業学科)」と記入すること。

11 校長氏名印、ホームルーム担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、ホームルーム担任者の氏名を記入し、それぞれ押印すること(同一年度内に校長又はホームルーム担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記すること)。

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。)に替えることも可能であること。

12 各教科・科目等の修得単位数の記録

修得した各教科・科目等ごとに修得単位数の計を記入すること。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その修得単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録すること。

また、留学に関して、校長が認定した修得単位数は、それを記入する欄等に適切に記入すること。

なお、「学校設定教科」の欄には、教育課程表等と照合しやすいようにするため、高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)第1章第2款の2及び3の表に掲げられている教科に属する「学校設定科目」(高等学校学習指導要領第1章第2款4)と、高等学校学習指導要領第1章第2款の2及び3の表に掲げられている教科以外に学校で設置する「学校設定教科」及び当該教科に関する科目(高等学校学習指導要領第1章第2款5)の両方を記載すること。

○ 指導に関する記録

高等学校における指導に関する記録については、学年による教育課程の区分を設ける

か設けないか等の違いにより、課程の単位の修得の認定の時期が異なることから、例えば、各教科・科目等の学習の記録を学年や年度、学期ごとに区分して記入するなど工夫すること。

1 各教科・科目等の学習の記録

各教科・科目等の評定及び修得単位数について記入すること。

(1) 各教科・科目の評定

ア 各教科・科目の評定は、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価して、「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、以下「十分満足できる」ものを4、「おおむね満足できる」ものを3、「努力を要する」ものを2、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」ものを1のように区別して評価を記入すること。

イ 評定に当たっては、知識や技能のみの評価など一部の観点に偏した評定が行われることのないように、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」といった観点による評価も十分踏まえながら行なうとともに、評定が教師の主観に流れて妥当性や信頼性等を欠くことのないよう学校として留意すること。その際、別紙4に各教科の評価の観点及びその趣旨を示しているので、これらを十分踏まえながらそれぞれの科目のねらいや特性を勘案して具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫すること。

ウ 学校設定教科に関する科目のうち当該教科・科目の目標や内容等から数値的な評価になじまないものについては、評定は行わず、学習の状況や成果などを踏まえて、総合所見及び指導上参考となる諸事項に所見等を記述するなど、評価の在り方等について工夫すること。

なお「学校設定教科」の欄には、教育課程表等と照合しやすいようにするため、高等学校学習指導要領第1章第2款の2及び3の表に挙げられている教科に属する「学校設定科目」（高等学校学習指導要領第1章第2款4）と、高等学校学習指導要領第1章第2款の2及び3の表に挙げられている教科以外に学校で設置する「学校設定教科及び当該教科に関する科目」（高等学校学習指導要領第1章第2款5）の両方を記載すること。

(2) 各教科・科目等の修得単位数

高等学校における各教科・科目等について、修得を認定した単位数を記入すること。単位の修得を認めない場合は、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」のように評定を行うこと。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録すること。

(3) 総合的な学習の時間の修得単位数

高等学校における総合的な学習の時間における学習活動について、修得を認定した単位数を記入すること。

その際、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修をもって総合的な学習の時間の学習活動の全部に代替している場合は、「修得単位数」の欄を空欄とし、「備考」の欄に、『科目「〇〇」において、〇単位の全部を代替』など、その旨を記入すること。その一部に代替している場合は、「修得単位数」の欄に、総合的な学習の時間として実施した学習活動に対して、修得を認定した単位数を記入し、代替した単位数は含めないこととすること。

なお、「備考」の欄に、『科目「〇〇」において、〇単位の代替』など、その旨を記入すること。

(4) 「修得単位数」の欄には、各教科・科目ごとに、修得を認定した単位数の計を記入すること。

(5) 「小計」の欄には、修得を認定した単位数の計を記入すること。

(6) 留学による修得単位数

留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した場合はその単位数を記入すること。この場合、当該外国の学校の教育課程を逐一、我が

国の学習指導要領や学校の教育課程と比較し、これらの教科・科目に置き換えて評価する必要はないこと。なお、外国の高等学校の発行する修得単位数等に関する証明書等の資料を添付すること。

(7) 「合計」の欄には、「小計」の欄及び「留学」の欄に記入した単位数の合計を記入すること。

(8) 他の学校において履修した場合の履修の取扱い等

校長が以下のような単位の認定を行った場合等は、履修上の特記事項として、備考欄に記入すること。

ア 高等学校学習指導要領第1章第3款2(2)に基づき、主として専門学科において開設される各教科・科目の履修により必履修教科・科目の一部又は全部に代えることを認める場合

イ 学校教育法施行規則第97条(昭和22年文部省令第11号)に基づき、他の高等学校等において修得した一部の科目の単位について、生徒の在学する高等学校における全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることを認める場合

ウ 同令第98条に基づき、大学等における学修、知識及び技能に関する審査に係る学修、ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修等について、生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合

エ 同令第100条に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修及び高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて、修得した科目に係る学修について、生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合

オ 高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)第12条第1項に基づき、通信制の課程の生徒について、その在学する高等学校の定時制の課程又は他の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときに、それを生徒の在学する通信制の課程の全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることを認める場合(同第2項による場合も同様とする。)

(9) その他

ア 専門学科において、専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の単位数の一部又は全部について代替を行った場合は、専門教科・科目によって代替された教科・科目の備考欄に、「代替」などその旨を記入するほか、代替に係る専門教科・科目名及び単位数を記入すること。

イ 履修のみの科目については、「備考」の欄にその旨を記入すること。なお、「備考」の欄に記入しないで、各学年の欄に履修に関する欄を設けるなどの工夫をすることも差し支えないこと。

ウ 各教科・科目の数が多き場合には、様式を2葉にすることも差し支えないこと。

エ 定時制又は通信制の課程に在学している生徒に関して、高等学校学習指導要領第1章第5款の4の規定により、実務等をもって職業に関する各教科・科目の履修の一部に替えた場合は「実務等」などその旨を「備考」の欄に記入すること。

オ 定時制の課程又は通信制の課程に在学している生徒が、学校教育法第55条及び技能教育施設の指定等に関する規定により、技能教育施設において連携処置に係る各教科・科目を履修した場合は、「技能連携」などその旨を「備考」の欄に記入すること。

2 総合的な学習の時間の記録

(1) 学習活動

高等学校等における総合的な学習の時間において行った学習活動を文章で記述すること。

「課題研究等」の履修をもって総合的な学習の時間の学習活動の全部に代替している場合は、代替した学習活動を記入すること。また、その一部に代替している場合は、総合的な学習の時間の学習活動と合わせて記入すること。

(2) 評価

各学校が定めた総合的な学習の時間の目標、内容に基づいて各学校が定めた評価の観点を踏まえて、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述すること。

評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示す目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定めること。

「課題研究等」の履修をもって総合的な学習の時間の学習活動の全部に代替してい

る場合は、代替した学習活動についての評価を記入すること。また、その一部に代替している場合は、総合的な学習の時間の学習活動と合わせた学習活動について評価を記入すること。

3 特別活動の記録

高等学校等における特別活動において行った生徒の活動の状況について、主な事実及び所見を文章で記述する。その際、所見については、生徒の長所を取り上げるよう留意すること。

(1) 事実の記入に当たっては、例えば次の事項が考えられること。

所属する係名や委員会名及び学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。

(2) 所見の記入に当たっては、例えば次の事項が考えられること。

ア その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通してみられる生徒の特徴に関すること。

イ 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。

4 総合所見及び指導上参考となる諸事項

高等学校等における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で記述すること。

(1) 各教科・科目や総合的な学習の時間の学習に関する所見

(2) 行動に関する所見

(3) 進路指導に関する事項

(4) 取得資格

(5) 生徒が就職している場合の事業所

(6) 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査に関する記録など指導上参考となる諸事項

(7) 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げるよう留意すること。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入すること。

5 出欠の記録

全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入すること。

(1) 授業日数

生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入すること。学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めないこと。

ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記入すること。

なお、単位制による課程の場合においては、授業日数については、当該生徒の履修計画にしたがって出校すべき年度間の総日数を記入すること。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入すること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席停止の日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条、第20条、第26条及び第46条による入院日数

イ 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数

ウ 忌引日数

エ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

オ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 留学中の授業日数

校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記入すること。

(4) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記入すること。

(5) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入すること。

(6) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入すること。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができること。

また、平成21年3月17日付け教学健第1840号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」に沿って、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができること。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名を記入すること。

(7) 上記の日数について、該当すべき日数がない場合には、空白とせず0と記入すること。

(8) 備考

出欠に関する特記事項等を記入すること。

(9) 最終学年において留学しその学年の3月31日を越えて留学した生徒の翌学年の出欠の記録については、「出欠の記録」欄の下に欄を設け、記入すること。

なお、新たに設ける欄の「授業日数」欄には、当該生徒の最終学年における卒業の日までの我が国の在籍校の授業日数を記入すること。

6 出校の記録

通信制の課程においては、以下の事項を記入すること。

(1) 出校日数

実際に生徒が出校した年度間の総日数を記入すること。この日数には、生徒が面接指導等のために、協力校、その他学校が定めた場所に出校した日数を含むものとする。ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの出校日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日からその年度の終わりまでの出校日数を記入すること。

(2) 備考

出校の状況に関する特記事項のほか、ラジオ、テレビ放送その他の多様なメディアの利用により、各教科・科目又は特別活動についての面接指導時間数の一部が免除された結果として出校する必要のなくなった日数等を記入すること。

7 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入する。

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

【オンラインを活用した特例の授業】

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施した日において、家庭の事情等により学校に登校して当該授業に参加した生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

○ 取扱い上の注意

高等学校生徒指導要録の作成、送付及び保管等については、次のような事項に留意すること。

1 進学の場合

(1) 校長は、生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先に送付すること（学校教育法施行規則第24条第2項参照）。

(2) (1) において抄本を作成し送付する場合、その記載事項は、おおむね次の事項を含むものとする。

- ア 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所
- イ 学校名、課程名及び学科名
- ウ 入学（又は転編入）年月
- エ 卒業年月
- オ 各教科・科目等の学習の記録
- カ 各教科の評定平均値及び全体の評定平均値
- キ 学習成績概評及び成績段階別人数
- ク 出欠の記録
- ケ 特別活動の記録
- コ 指導上参考となる諸事項
- サ 総合的な学習の時間の内容・評価

2 転学の場合

校長は、生徒が転学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録の写しを作成し、それを転学先の校長に送付すること。転学してきた生徒がさらに転学した場合においては、指導要録の写しのほか転学してくる前に在籍していた学校から送付を受けた写しも転学先の校長に送付すること。これらの場合、中学校から送付を受けた抄本又は写しも転学先の校長に送付すること（学校教育法施行規則第24条第3項参照）。

3 転入学

校長は、生徒が転学してきた場合においては、当該生徒が転入学した旨及びその期日を、速やかに、前の在学していた学校の校長に連絡し、当該生徒の指導要録の写しの送付を受けること。

なお、この場合、校長は、新たに当該生徒の指導要録を作成すべきであって、送付を受けた写しに連続して記入してはならないこと。

4 学校統合、学校新設等の場合

学校名及び所在地の変更として取扱うか、上記2及び3に準じて取り扱うかは実情に応じて処理すること。

5 退学の場合

校長は、生徒が外国の学校などに入るために退学した場合においては、当該生徒が文部科学大臣認定の在学教育施設であるときにあっては、上記1及び2に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとし、それ以外の学校などにあっては、求めに応じて適切に対応すること。

6 編入学の場合

校長は、生徒が編入学した場合においては、編入学した日の翌日以後の指導要録を作成すること。

7 転籍の場合

同じ高等学校において異なる課程に移籍した生徒については、転籍した日以後の指導

要録を作成すること。

8 保存期間

- (1) 学校においては、指導要録については当該生徒の卒業又は転学した日以後、転入学の際送付を受けた写しについては当該生徒の卒業の日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること（学校教育法施行規則第28条第2項参照）。
- (2) 中学校から送付を受けた抄本又は写しは、生徒の当該学校に在学する期間保管すること。
- (3) 退学の場合、当該生徒の指導要録及び転入学の際送付を受けた写しは、校長が退学を認め又は命じた日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること。

9 その他

在籍証明や単位取得証明など証明書等を作成する場合には、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適切ではないので、プライバシー保護の観点から、証明の趣旨等を確認した上で、必要最小限の事項を記載するように留意すること。

別紙6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録
 様式2 (指導に関する記録) 別記

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録			
第1学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第2学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第3学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第4学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		